

鶴岡市農業委員会第 20 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 7 月 1 1 日(月) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 2 番 渡部 長和 3 番 小林 義一 4 番 佐藤 みほ 5 番 工藤 久子 6 番 大沼 恒司 7 番 高橋 好博 8 番 金野 匡良 9 番 新館 登 10 番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 石川 守 5 番 碓氷 伸 6 番 齋藤 力 7 番 高橋 聡 8 番 丸山 伸一 9 番 高橋 文雄 10 番 前田 浩 11 番 佐々木 貢昌 12 番 鈴木 聡 13 番 伊藤 由紀子 14 番 亀井 龍夫 15 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	3 番 齋藤 功推進委員 4 番 井上 佳奈子推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室専門員 門間 葉子 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午 前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席の委員は、3 番 齋藤 功推進委員、4 番 井上 佳奈子推進委員より届出がなされています。定足数に達しておりますので、ただ今より第 20 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議事録署名委員を 9 番 新館登委員と、1 番 石井光明委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>これは3条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。6番 大沼恒司委員、お願いいたします。</p>
6 番 委 員	<p>6番 大沼です。藤10、三川町土口の■■さんは、私の隣集落の方であります。同一世帯内の使用貸借ということで経営移譲年金受給のため、経営移譲から10年が経過したことから再設定を行うものでございます。■■さん、■■さん共に私がよく知っている方でありまして、■■さんは三川町の認定農業者ということで、主に水稻を八町二反ほど耕作しております。 また地元のぼっぼの産直にも生産者ということで野菜等出していただいている方でございます。農地法第3条第2項の各項にいずれも該当しないということで報告いたします。</p>
議 長	8番 丸山推進委員お願いいたします。
8 番 推 進 委 員	8番 丸山です。7月8日検討審議をした結果、農地法第3条第2項各項に該当せず、許可要件をすべて満たしているということで確認をいたしました。
議 長	12番 鈴木推進委員お願いいたします。
12番 推 進 委 員	12番 鈴木です。楡11に関しまして、7月2日に丸山委員が調査を実施しました。親子間の貸借であり、再設定なので非常によく管理されております。農地法第3条第2項に該当することはありません。以上です。
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。 これは 5 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。8 番 丸山推進委員お願いいたします。
8 番 推 進 委 員	はい。これも羽の 1～5、7 月 8 日検討審議をした結果、農地法第 5 条第 2 項各項に該当せず、許可要件をすべて満たしているということで、確認をいたしました。
議 長	12 番 鈴木推進委員お願いいたします。
12 番 推 進 委 員	12 番 鈴木です。榦 3 番の案件に関しまして、7 月 2 日に私と佐久間委員と事務局 1 名で現地調査をしてきました。砂利採取のための一時転用であり、何も問題がないと判断してきました。
議 長	それでは審議にはいります。質疑のある方挙手をお願いいたします。 1 番 森推進委員お願いいたします。
1 番 推 進 委 員	1 番 推進委員の森です。聞いた話ではありますけども、12 ページの榦 3 のマルミチの案件ですが、今年度いっぱい砂利の事業から撤退すると聞いておりますけれども、その点は大丈夫なのでしょうか。
事 務 局	今の件ですけれども、特に私共の方には正式には撤退するという情報は入っておりません。こちらは県の砂利採取の手続きを同時に進めており、併せてそこで審査をしております。県の審査を通ることによって、事業実施については問題ないものと思われまます。
議 長	他にございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の員の挙手をもとめます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について》
議 長	それでは審議にはいります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について、賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。</p> <p>以上で本日の審議はすべて終了いたしました。これで、第 20 回東部農地部会を閉会いたします。</p>
	閉 会 午前 9 : 5 5
	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石井 光明 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 新館 登 _____</p>